

# 天草

市政だより

平成25年

9/1  
No.178

お知らせ版

日本の宝島  
“天草”の創造を日ざして！

編集・発行／熊本県天草市役所  
総務部秘書課広報広聴係  
〒863-8631 天草市東浜町8番1号  
TEL 0969-23-1111内線1208  
FAX 0969-22-7016  
ホームページアドレス  
<http://www.city.amakusa.kumamoto.jp/>

## 問い合わせ先

**本庁**  
天草市役所・市庁舎別館 ☎231111  
**支所** 牛深 ☎732111  
有明 ☎531111・御所浦 ☎672111  
倉岳 ☎643111・栖本 ☎663111  
新和 ☎462111・五和 ☎321111  
天草 ☎421111・河浦 ☎761111

## 天草産木材を利用した住宅に助成します



市内に住所がある人、または市内に移住する人が、みずから住む住宅に一定量(額)の天草産木材を利用して、新築、増改築、リフォームした場合、最高30万円を助成する制度があります。

☎本庁(別館)・農林整備課

### ◆補助金の内容

種別	天草産木材使用量(額)	補助金の額
新築	10㎡以上使用	天草産木材の使用量×1万5千円 (上限20万円)
増改築	2.5㎡以上使用	{ 天草産木材の使用量×2万円 } (上限30万円)
リフォーム	1万円以上使用	工事金額の10/100(上限5万円) {工事金額の13/100(上限7万5千円)}

※〔〕内は、森林認証材を50%以上使用した場合。

## 木材利用ポイント事業

スギ、ヒノキ等の地域材を基準以上利用するなどの条件を満たすと、ポイントが付与されます。ポイントは1ポイント1円相当で、地域の農林水産品などと交換できます。

☎(一社)熊本県木材協会連合会  
☎096(382)7919

対象	利用条件	ポイント
木造住宅の新築・増築・購入	●地域材を主要構造材などに過半使用するもの●使用する材の産地、樹種を看板などにより広く表示するもの	平成25年4月1日～同26年3月31日までに工事に着手したもの 30万ポイント(固定)
内装・外装の木質化工事	●地域材を内装9㎡以上、外装10㎡以上活用するものなど	30万ポイント(上限)
木材製品や木質ペレットストーブ・薪ストーブの購入	●地域材を0.01㎡以上使用し、かつ、使用木材の過半使用したものなど●木質ペレットストーブ、薪ストーブの購入	平成25年7月1日～同26年3月31日までに購入したもの 10万ポイント(上限)

※申込方法などの詳細は、問い合わせ先へお尋ねください。

## ごみ収集日を変更します

対象地区	変更前	変更後
燃やせるごみ		
月曜日に収集予定の地区	9月16日(月)	9月17日(火)
	9月23日(月)	9月24日(火)
燃やせないごみ		
古川、下町、宮地岳町全域	9月16日(月)	9月20日(金)
志柿町(瀬戸上、瀬戸中央、知ヶ崎、加志、仲ノ浦)、瀬戸町	9月23日(月)	9月26日(木)
資源物		
志柿町(東瀬戸、瀬戸上、瀬戸中央、知ヶ崎、加志、仲ノ浦)、瀬戸町、下浦町全域	9月16日(月)	9月21日(土)
古川、下町、本町、宮地岳町全域	9月23日(月)	9月30日(日)

対象地区	変更前	変更後
燃やせるごみ		
月曜日に収集予定の地区	9月16日(月)	9月17日(火)
	9月23日(月)	9月24日(火)
燃やせるごみ		
東地区(楠甫、大浦、須子、赤崎、下津江)	9月16日(月)	9月17日(火)
	9月23日(月)	9月24日(火)
資源物		
楠甫、下津浦	9月23日(月)	9月25日(水)
燃やせるごみ		
A地区(大多尾、宮南、宮地浦、切越、諏訪)	9月16日(月)	9月17日(火)
	9月23日(月)	9月24日(火)
燃やせるごみ		
東地区(御領、鬼池)	9月16日(月)	9月17日(火)
	9月23日(月)	9月24日(火)

※その他の地区は、「家庭ごみの出し方カレンダー」でご確認ください。

☎本庁・環境施設課